

安曇野市
新型インフルエンザ等対策
行動計画

(第1次)

平成26年3月
長野県安曇野市

目 次

I	総論	1
第1	計画の基本事項	2
1	作成の趣旨	2
2	これまでの市の経過	2
3	市計画作成の過程	3
4	内容・位置付け	3
5	対象とする疾患	3
6	見直し	3
第2	新型インフルエンザ等対策の基本方針	4
1	新型インフルエンザ等の特徴	4
2	対策の目的と戦略	4
3	市計画における発生段階の取扱い	5
4	対策の基本的考え方	6
5	対策実施上の留意点	7
6	発生時の被害想定等	8
7	対策推進のための役割分担	9
II	各論	12
第1	発生段階の考え方	13
1	未発生期	13
2	海外発生期	13
3	国内発生早期（県内未発生期）	14
4	県内発生早期	14
5	県内感染期	15
6	小康期	16
第2	各分野ごとの事項	17
1	実施体制	17
2	情報提供・共有	21
3	予防まん延防止に関する措置	24
4	予防接種	27
5	医療	31
6	市民生活および市民経済の安定に関する措置	38
	(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策	45
	(資料) 用語の解説	47

I 総論

第 1 計画の基本事項

1 作成の趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、平成 25 年 4 月 13 日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に規定されている。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、安曇野市新型インフルエンザ等行動計画（以下「市計画」という。）を定める。

2 これまでの市の経過

国・県では、平成 17 年（2005 年）に新型インフルエンザ対策行動計画を作成して以来、数次の改定を行ってきた。

本市においてもそれらを踏まえつつ、以下のとおり取り組んできた。

安曇野市

(1) 安曇野市新型インフルエンザ対策行動計画作成（平成 21 年 4 月）

- ・長野県新型インフルエンザ対策行動計画（2 次改定版）の作成を受け、市計画作成

(2) 安曇野市新型インフルエンザ医療体制検討委員会設置（平成 21 年 7 月）

- ・三師会などの医療関係者、保健所など関係機関の代表者からなる委員会を設置。
市の行動計画に基づく医療体制などについて検討を行っている。

(3) 安曇野市新型インフルエンザ等対策本部条例策定（平成 25 年 6 月）

3 市計画作成の過程

- (1) 危機管理・健康推進担当者会議の開催 平成 25 年 4 月
平成 26 年 1 月
- (2) 安曇野市新型インフルエンザ医療体制検討委員会での検討
・安曇野市新型インフルエンザ医療体制検討委員会において感染症の専門家及び学識経験者等から意見を聴取した。
平成 25 年 6 月、8 月、12 月、26 年 3 月
- (3) 各課の意見を聴取、報告 平成 26 年 2 月
- (4) 議会報告 平成 26 年 3 月
- (5) 市民への公表 平成 26 年 3 月

4 内容・位置付け

- ・特措法第 8 条に基づき、安曇野市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府計画」という。）及び長野県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示す。

5 対象とする疾患

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの
- ・なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、本計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」を示す。

6 見直し

- ・新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行う。
- ・また、政府計画及び県計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行う。

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- ・また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられる。

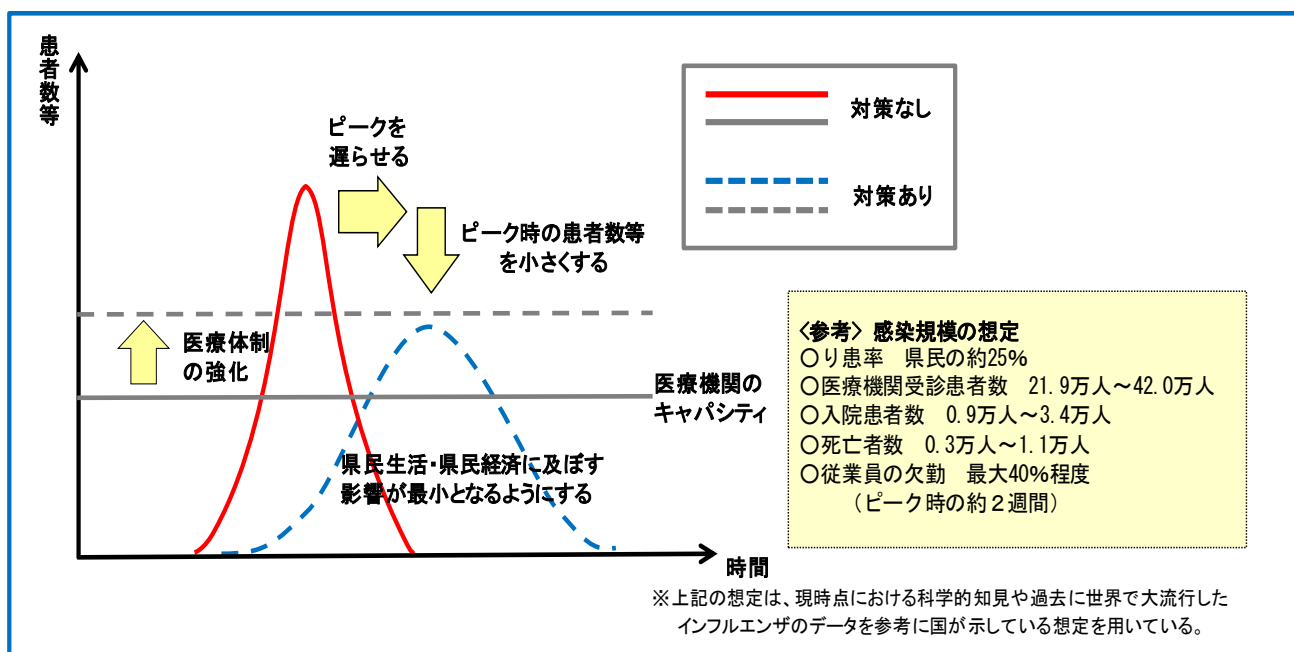
(2) 市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

- ・長期的には多くの市民が患する。
- ・患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- ・病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。
- ・したがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

2 対策の目的と戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。
- ・必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。
- ・新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。



(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・医療提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に係る業務の維持を図る。
- ・業務継続計画^{※3}を作成・実施し、医療提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に係る業務の維持を図る。

3 市計画における発生段階の取扱い

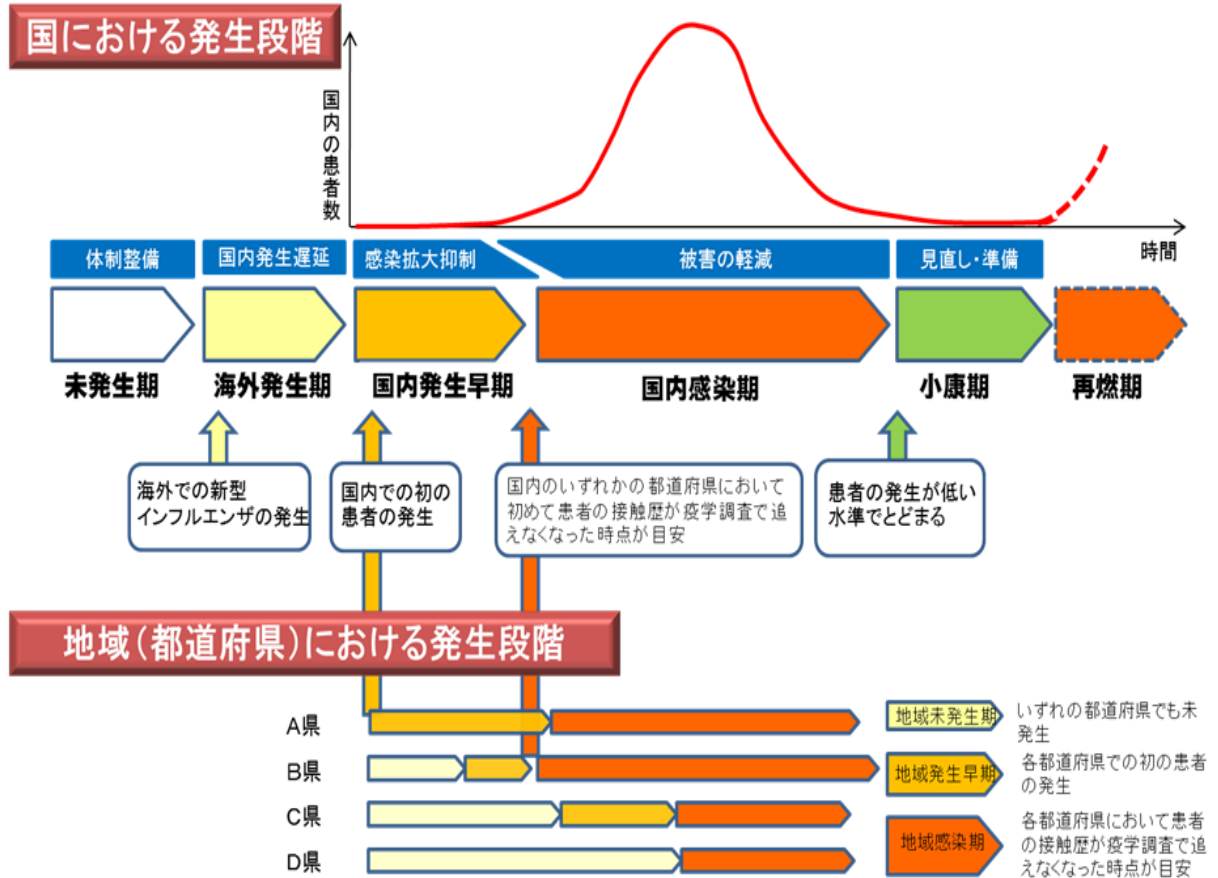
(1) 考え方

- ・新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。
- ・各発生段階は、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、「海外発生期」、県内では発生していないが国内で発生が始まった「国内発生早期」、県内での発生が始まった「県内発生早期」、県内での流行が始まった「県内感染期」、県内での流行が収まった「小康期」の6つに分類する（政府行動計画では5つに分類している）。
- ・各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。
- ・対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言^{※4}が出されているかどうかによっても変化する。
- ・国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズ^{※13}の引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。
- ・地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内における県内発生早期及び県内感染期への移行は、長野県新型インフルエンザ等対策委員会における検討状況を十分に尊重し、国との協議により県が判断する。
- ・市は県から地域ごとに報告される発生段階に応じて、対応する。

(2) 発生段階

発生段階（国）	発生段階（県）	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認できなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



4 対策の基本的考え方

(1) 柔軟な対応

- ・一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合の大きなリスクを背負う。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講ずる。
- ・また、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。
- ・実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策が決定される。そして、県ではそれらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策が決定される。市としては、それらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定する。
- ・国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られて

いる場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。そして、県ではそれらを踏まえた対策の見直しを行う。市としては、それらの内容に基づき、市が行う対策の見直しを行う。

- ・事態によっては、県対策本部と協議の上、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

(2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより感染拡大を防止する。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- ・事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

(3) 市民一人一人による感染拡大防止策

- ・事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ・特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

5 対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

- ・国、県、指定地方公共機関^{※7}等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務継続計画^{※3}に基づき、新型インフルエンザ等の対策において、的確かつ迅速な実施に万全を期す。

(2) 基本的人権の尊重

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・国・県と連携して行う医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限とする。
- ・その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(3) 危機管理としての特措法の性格

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。
- ・しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でも措置を講じるといったものではないことに留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

- ・市対策本部は、県対策本部、地方部^{※8}との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(5) 記録の作成・保存

- ・対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公開する。

6 発生時の被害想定等

(1) 国による被害想定のお考え方

- ・新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。
- ・しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。
- ・国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要としている。
- ・新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。
- ・また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。
- ・国の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととしている。
- ・なお、新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエ

ンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置くものとしている。

(2) 感染規模の想定

- ・現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いると、安曇野市では次のように想定される。

ア 医療機関を受診する患者数（全人口の25%が罹患する場合）人口：H22 国勢調査

- ・約 18,813 人（人口比 19.5%）～約 9,841 人（同 10.2%）と推計。

イ 入院患者数及び死亡者数（患者数約 18,813 人の場合）

(ア) 中等度（アジア・インフルエンザ並みの致命率 0.53%）の場合

- ・入院患者数：上限約 386 人（人口比 0.4%）
- ・死亡者数：上限約 97 人（人口比 0.1%）

(イ) 重度（スペイン・インフルエンザ並みの致命率 2.0%）の場合

- ・入院患者数：上限約 1,544 人（人口比 1.6%）
- ・死亡者数：上限約 482 人（人口比 0.5%）

ウ 入院患者の発生分布（全人口の25%が罹患し、流行が8週間続く場合）

(ア) 中等度の場合

- ・1日当たりの最大入院患者数は 97 人（流行発生から 5 週目。人口比 0.1%）

(イ) 重度の場合

- ・1日当たりの最大入院患者数は 289 人（人口比 0.3%）

(3) 社会への影響に関する想定

- ・市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。
- ・罹患患者は 1 週間から 10 日間程度症状を有し、欠勤。
- ・罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰。
- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

7 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ・WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

- ・新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

（２）県の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を果たす。
- ・市町村と緊密な連携を図る。

（３）市の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・市は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（４）医療機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

(5) 指定地方公共機関の役割

- ・指定地方公共機関^{※7}とは独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

- ・登録事業者^{※10}とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ・特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 市民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

II 各論

第1 発生段階の考え方

1 未発生期

(1) 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

(2) 目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

(3) 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

2 海外発生期

(1) 状態

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

(2) 目的

- ・ 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・ 県内発生に備えて体制の整備を行う。

(3) 対策の考え方

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、体制整備を図る。
- ・ 対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。

- ・ 県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、状況に応じて、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・ 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

3 国内発生早期（県内未発生期）

（１）状態

- ・ 国内のいずれかの都道府県（長野県を除く）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

（２）目的

- ・ 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・ 県内発生に備えて体制の整備を行う。

（３）対策の考え方

- ・ 国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、的確な周知と積極的な情報提供を行う。
- ・ 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

4 県内発生早期

（１）状態

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

（２）目的

- ・ 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・ 患者に適切な医療を提供する。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

（３）対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。

- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

5 県内感染期

(1) 状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

(2) 目的

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

(3) 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるようにする。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る
- ・社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

6 小康期

(1) 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

(2) 目的

- ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

(3) 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

第2 各分野ごとの事項

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、国では7分野に分けて計画を立案している。市では「サーベイランス^{※5}・情報収集」は国や県に協力するものとし、6分野について示した。

1 実施体制

(1) 概要

ア 考え方

- ・全市的な危機管理の問題として取り組む。
- ・国、県、医療機関等の関係機関と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

イ 全庁的、全市的な取組

- ・新型インフルエンザ等が発生する前において、「新型インフルエンザ等体制検討委員会」で情報共有を行い、予防接種や医療体制の整備などについて検討を行う。安曇野市新型インフルエンザ等対策本部は、必要に応じ、委員会の意見を聞くことができる。
- ・また、庁内においては関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。危機管理課や保健医療部をはじめ、関係部局においては、事業所や施設等の関係機関との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

ウ 安曇野市新型インフルエンザ等対策本部（対策本部）

(ア) 構成

- ・本部長：市長
- ・副本部長：副市長、教育長
- ・本部員：各部局長、消防局職員

(イ) 目的

- ・新型インフルエンザ等の対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会的機能の維持を図る。
- ・政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合には、特措法に基づく措置を講じる。

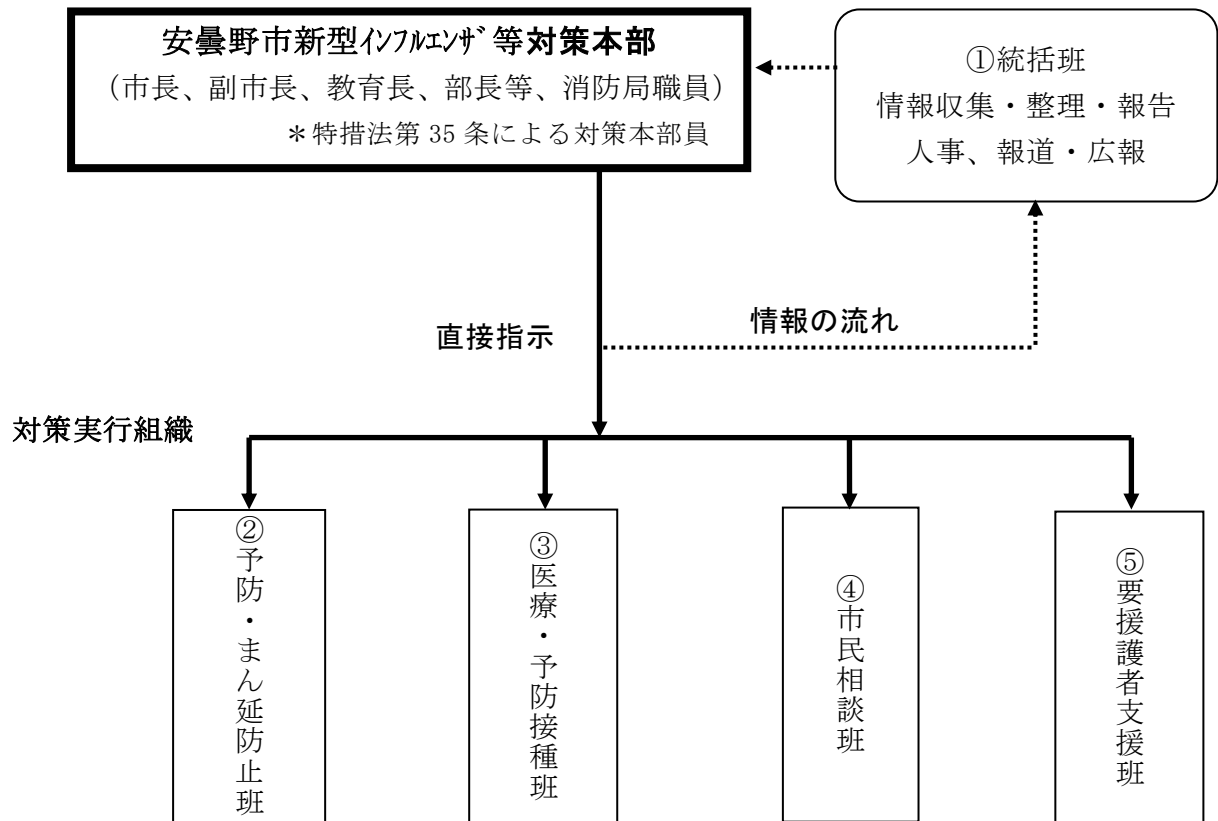
(ウ) 所管事項

- ・新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制と予防対策に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・県内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(エ) 設置

- ・政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言^{※4}が行われた時には、直ちに、安曇野市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
- ・長野県新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときも、市対策本部を設置する。

(オ) 市対策本部の構成と役割



① 統括班 * 26 年度組織案で作成

役割：国、県その他関係機関との協議、要請
対策本部の設置運営及び各班の統括
各班の連絡調整
職員の感染、出勤状況の把握
住民、事業所、関係団体への情報提供
広報・報道機関対応

構成：○総務部、政策部、財政部、議会事務局、会計課

○は班長（該当部の主管課長）

② 予防・まん延防止班

役割：管理する施設での予防対策の実施（学校、保育所、高齢者施設等）
市内集客施設への予防対策の指導及び要請
事業所、団体等への予防対策の指導及び要請
ライフラインの確認
水の安定供給

構成：○商工観光部、都市建設部、上下水道部、教育部

③医療・予防接種班

役割：新型インフルエンザ発生状況の確認

医師会、薬剤師会等医療関係機関、保健福祉事務所との連絡調整

医薬品、防疫資機材の確保

住民予防接種の実施

健康相談窓口

構成：○保健医療部、農林部、農業委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

④市民相談班

役割：住民に対し、窓口相談での対応

ごみなど市民生活に係る相談

状況に応じた節水・ごみの排出制限などの周知

火葬場等の火葬能力や協力体制の整備

構成：○市民生活部

⑤要援護者支援班

役割：要援護者の安否確認

在宅療養者への支援（生活支援も含む）

福祉サービスの調整

要援護者施設への予防対策の指導及び要請

構成：○福祉部

エ 有識者からの意見聴取

- ・専門的知見を踏まえた新型インフルエンザ等対策を進めるため、医学・公衆衛生などの関係者で構成される安曇野市新型インフルエンザ等体制検討委員会において、行動計画の作成等や発生時における対応等に関して意見を聴く。

(ア) 構成

- ・三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の代表者、病院関係者（長野県立こども病院、安曇野赤十字病院、保健所長
- ・事務局：健康推進課

(2) 発生段階ごとの対策

発生段階	対策等
未発生期	①市行動計画や業務継続計画 ^{※3} の作成 ②体制の整備及び国・県との連携強化 ・県、指定地方公共機関等 ^{※7} と相互に連携し、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。 ・必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

<p>海外発生期</p>	<p>①体制強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、国・県が新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には、市長を本部長とする対策本部の設置をし、国や県が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画等に基づく事前準備をする。 ・県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。 ・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。 ・海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。
<p>国内発生早期 (県内未発生期) ～ 県内発生早期</p>	<p>①市対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言※4がされた場合、速やかに対策本部を設置する。 (なされない場合であっても任意の対策本部の設置が可能) ・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。 ・情報の集約・共有・分析を行う。 ・県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。 ・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。
<p>県内感染期</p>	<p>①対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等と連携して情報を収集し、市計画により必要な対策を行う。 <p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく長野県知事による代行、応援等の措置の活用を行う。
<p>小康期</p>	<p>①基本的対処方針の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では国が決定した基本的対処方針等を踏まえ、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置を確認する。市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市計画により必要な対策を行う。 <p>②対策の評価・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、市計画等の必要な見直しを行う。

	<p style="text-align: center;">緊急事態宣言 がされている場合の措置</p> <p>③市対策本部の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態解除宣言がされ、政府対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。
--	--

2 情報提供・共有

(1) 概要

ア 考え方

- ・新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するために、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に定期的に還元することが重要である。
- ・国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、相互のコミュニケーションが必須である。
- ・適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもらうことによって、いざ発生した時に市民が正しく行動することになる。
- ・誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

イ 発生前における市民等への情報提供

- ・新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民のほか、県等と連携して、医療機関・事業者等に情報提供する。
- ・学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供する。

ウ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供

- ・発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- ・媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、広報、無線、ホームページ等を活用する。

(イ) 市民の情報収集の利便性向上

- ・関係省庁の情報、県や市の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

エ 情報提供体制

- ・提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当を設置する。
- ・提供する情報の内容に応じて適切な者が情報を発信する体制をとる。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。
- ・情報収集が困難な事が予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。

オ サーベイランス・情報収集

- ・様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元し、体制整備に活用する。
- ・市は国、県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス^{※5}体制の構築等に協力する。

(2) 発生段階ごとの対策

発生段階	対策等
未発生期	<p>①情報の収集等</p> <ul style="list-style-type: none">・国、県、WHO（世界保健機関）等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。・市は国や県で行うサーベイランス^{※5}等の情報を接触的に収集するとともに 国及び県の要請に応じ、取組等に適宜協力する。・必要に応じて、国、県が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や市町村等との連携等の体制整備を図る。 <p>②情報提供</p> <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。 <p>③体制整備</p> <ul style="list-style-type: none">・発生状況に応じた市民への情報提供の内容、媒体（利用可能な複数の媒体・機関を活用する）、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。・新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、広報担当を決めておく。・地域における対策の現場となる市町村や関係機関等とメールや電話を活

	<p>用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、コールセンター等の相談窓口を設置する準備を進める。
海外発生期	<p>①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、リアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。 ・対策本部における統括班に広報担当を設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。 ・対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。 <p>②相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等の相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。
国内発生早期 ～ 県内感染期	<p>①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対して引き続き情報を提供するとともに、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。 ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。 ・対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。 <p>②相談窓口の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談の増加に備え、体制を充実・強化する。 ・国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。
小康期	<p>①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続きメディア等に対し広報担当者から適宜必要な情報を提供する。 ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供する

	<p>ことで、共有化を図る。</p> <p>②情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県等関係機関との情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。 <p>③相談窓口の体制の縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。
--	--

3 予防まん延防止に関する措置

(1) 概要

ア 考え方

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。
- ・ 個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。
- ・ まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

(ア) 個人における対策

- ・ 県では、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・ 県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 地域・職場における対策

- ・ 県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ・ 県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(ウ) その他

- ・ 海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

(2) 発生段階ごとの対策

発生段階	対策等
未発生期	<p>①個人における対策の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。 ・新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。 <p>②地域対策・職場対策の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。 ・新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。 <p>③衛生資器材等の供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、国の仕組みを活用して、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握するよう努める。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>④水際対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他国の関係機関との連携を強化する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
海外発生期	<p>①感染症危険情報の発出等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。 ・国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。 <p>②水際対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。
国内発生早期 ～ 県内感染期	<p>①県等との連携による市民・事業所等への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。 <p>②水際対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所（保健福祉事務所）において必要な健康監視等の対応をとる。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>③県内発生早期においては県は感染症法に基づき、患者の対応（治療・入院措置等）や患者や濃厚接触者への対応を行う。市は県からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。</p> <p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じてまん延防止の措置を講じる。市は、県の要請に応じ、取組に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県で行う住民に対する不要不急の外出の要請、施設（学校、保育所等）の使用制限、催物開催停止の要請等の取組に対する要請に協力する。 ・人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合で、国が地域における重点的な感染拡大防止策の実施することとした場合には、県、国等からの要請に応じ、その取組等に協力する。
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知する。

4 予防接種

*予防接種の具体的実施方法マニュアルを作成してあり、それに基づき実施する。

(1) 概要

ア ワクチン

- ・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン^{※12}とパンデミックワクチン^{※11}の2種類がある。
- ・備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型^{※1}が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。
- ・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

(ア) 特定接種^{※9}とは

- ・特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イ) 対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者^{※10}）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 対象となり得る者の基準

- ・住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種^{※9}の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- ・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

(エ) 基本的な接種順

- ・医療関係者

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・それ以外の事業者

(オ) 柔軟な対応

- ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

(カ) 接種体制

a 実施主体

(a) 国によるもの

- ・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(b) 県によるもの

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員

(c) 市によるもの

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

b 接種方法

- ・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

ウ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行われる。

b 新臨時接種

- ・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

(イ) 対象者の区分

- ・以下の 4 つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。
 - a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者**
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
 - b 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）**
 - c 成人・若年者**
 - d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）**

(ウ) 接種順位の考え方

- ・ 新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

(エ) 接種体制

- ・ 安曇野市が実施主体となる。
- ・ 原則として、住民接種は集団接種とする。
- ・ 接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

エ 留意点

- ・ 特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

オ 医療関係者に対する要請

- ・ 予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行う。

(2) 発生段階ごとの対策

発生段階	対策等
未発生期 ～ 海外発生期	<p>①ワクチンの生産等に関する情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン^{※12}及びパンデミックワクチン^{※11}の研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。 <p>②ワクチンの供給体制</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県では、国からの要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。 <p>③基準に該当する事業者の登録</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録することについて、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>④接種体制の構築</p> <p>(ア) 特定接種</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定接種^{※9}の対象となり得る職員に対し、速やかに特定接種^{※9}が実施できるよう、接種体制を構築する。・ 国が登録事業者^{※10}に対して行う接種体制の構築要請に協力する。 <p>* 海外発生期には市は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。</p> <p>(イ) 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項

	<p>に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。 <p>④情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国が行う情報提供に協力し、県民の理解促進を図る。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。
<p>国内発生早期 ～ 県内感染期</p>	<p>①ワクチンの供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。市は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。 <p>②特定接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、本人の同意を得て特定接種^{*9}を行う。 <p>③住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。 ・国の指示を受けて、パンデミックワクチン^{*11}の供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。 ・国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。 ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう接種体制をとる。 <p>④モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。 <p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
<p>小康期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 <p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、特措法第46条に基づく住民接種を進める

5 医療

(1) 概要

ア 県の対策への協力

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、医療体制について「安曇野市新型インフルエンザ等体制検討委員会」において情報共有や課題検討をするとともに、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●医療の目的

- ・健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

●医療体制整備の考え方

- ・新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、医療提供を行う医療機関である指定地方公共機関^{※7}や特定接種^{※9}の登録事業者^{※10}となる医療機関、医療従事者への具体的支援や迅速な情報収集・提供などについて十分に検討する。
- ・医療機関、医療団体や市町村など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

●医療関係者に対する要請・指示、補償

- ・新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、県は、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行うことができる。
- ・国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。
- ・医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ・国備蓄分も併せて市・町・村民の45%に相当する量を目標として、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しながら、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。
- ・インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、国において抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、他の薬剤の備蓄割合を検討されるので、それに依りて備蓄薬剤と量を決定する。

イ 在宅療養患者への支援

- ・市は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(2) 発生段階ごとの対策

発生段階	対策等
未発生期	<p>①地域医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。 <p style="text-align: center;">地域医療体制の整備に関する県等の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、国等から提供される医療体制の確保に関するマニュアルや助言等の情報を収集し、医療体制の整備に役立てる。 ・県は、国の助言等を踏まえ、発生時の地域医療体制の確保のため、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所（保健福祉事務所）において、郡市医師会、地域の薬剤師会、中核的医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる連絡会議を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。 ・県は、国の要請を受けて、保健所（保健福祉事務所）において、帰国者・接触者相談センターの設置、二次医療圏ごとの帰国者・接触者外来の設置、感染症指定医療機関^{※2}等での入院患者の受入の準備を進める。 ・県は、保健所（保健福祉事務所）において、一般の医療機関に対して、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。 ・感染症指定医療機関^{※2}は、県内発生早期までの感染症病床等の利用計画を事前に作成しておく。 ・県内感染期において感染症指定医療機関^{※2}・協力病院以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域ごとにこれらの活用方法や在宅療養の支援体制に関する計画を整備しておく。 <p>②県内感染期に備えた医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。 <p style="text-align: center;">県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、保健所（保健福祉事務所）において、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルの提示などによりその作成支援に努める。 ・県は、保健所（保健福祉事務所）において、地域の実情に応じて、指定地方公共機関である医療機関や協力医療機関による入院患者の優先的な受け入れ体制の整備に努める。 ・県は、保健所（保健福祉事務所）において、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。 ・県は、保健所（保健福祉事務所）において、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、協力医療機関等の収容能力を超えた場合に

	<p>備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、保健所（保健福祉事務所）において、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。 ・県は、保健所（保健福祉事務所）において、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。 ・県は、国が検討を進める県内感染期における救急機能を維持するための方策について、消防本部に周知する。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう国が行う各消防本部への要請や必要な支援に協力する。 <p>③研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を関係団体を通じて医療機関に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 ・県では、国と連携し、保健所（保健福祉事務所）等において、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>④医療資器材の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、必要とする医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 ・県では、国の要請を受けて、医療機関において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）、県内感染期の増床の余地について調査を行い、確保に努める。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>⑤医療機関等への情報提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>医療に関する県等の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等の症例定義 ・県は、国が定める新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関等に対してその内容を周知する。 ●医療体制の整備

	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、国からの要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、感染症指定医療機関、診療協力病院等に対して帰国者・接触者外来の設置を要請する。 ・県は、国からの要請を受け、帰国者・接触者外来を有しない医療機関に対して、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、県・郡市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療を行う体制を整備するよう要請する。 ・県は、国からの要請を受け、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所（保健福祉事務所）に連絡するよう要請する。 ・県は、国からの要請を受け、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を環境保全研究所へ送付し、亜型^{*1}の検査を行い、必要に応じて国立感染症研究所に検体等送付の上、確定診断を行う。 ●帰国者・接触者相談センターの設置 ・県は、国からの要請を受け、保健所（保健福祉事務所）に帰国者・接触者相談センターを設置する。 ・県は、国からの要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。 ●医療機関等への情報提供 ・県は、国が医療機関及び医療従事者に対して行う新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。 ●検査体制の整備 ・県は、国からの技術的支援を受けて、環境保全研究所における新型インフルエンザ等に対する PCR^{*14}等の検査体制を整備する。 ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等 ・県は、国の要請を受け、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に対し、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に要請する。 ・県は、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。
国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">医療に関する県等の対策 ●医療体制の整備

	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、海外発生期に引き続き、継続する。 ・医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。 ●医療機関等への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。 ●PCR 検査等の確認検査 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、国と連携し、必要と判断した場合に、環境保全研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査^{※14}等の確定検査を行う。 ●抗インフルエンザウイルス薬 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、県内感染期に備え、国が各医療機関に対して行う抗インフルエンザウイルス薬の適正使用の要請について、引き続き、関係団体等と連携して周知する。 ・県は、引き続き、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。 ●医療機関・薬局における警戒活動 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じて警察本部に要請する。 ●感染症指定医療機関等 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生の早期には、感染防止対策の観点に立ち、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等^{※2}に入院させる。 ・新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。
<p>県内発生早期</p>	<p>県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">医療に関する県の対策</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、国内発生早期（県内未発生期）に引き続き、継続する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。 ●患者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対して、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関^{*2}等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、病原性が低いことが判明しない限り実施する。 ・県は、国と連携し、必要と判断した場合に、環境保全研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査^{*14}等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。 ・県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。 ●医療機関等への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。 ●抗インフルエンザウイルス薬 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、県内感染期に備え、国が各医療機関に対して行う抗インフルエンザウイルス薬の適正使用の要請について、引き続き、関係団体等と連携して周知する。 ・県は、引き続き、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。 ●医療機関・薬局における警戒活動 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じて警察本部に要請する。 ●緊急事態宣言がされている場合の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関^{*7}は、上記の対策に加え、必要に応じ、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
<p>県内感染期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、要援護者支援班を中心に在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）

や自宅で死亡した患者への対応を行う。

・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県等の対策

●患者への対応等

・県は、国の要請を受けて、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

・県は、国の要請を受けて、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

・県は、国の要請を受けて、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を医療機関等に周知する。

・県は、国の要請を受けて、必要に応じて、国が行う医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況の確認作業に協力するとともに、国と連携し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

●医療機関等への情報提供

・県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

・県は、国と連携して、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、流通状況を把握し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、不足が生じるおそれがある場合には、国及び県の備蓄分を放出する等の調整を行う。

●医療機関・薬局における警戒活動

・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じて警察本部に要請する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

○医療等の確保

・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関^{*7}は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講

	<p>ずる。</p> <p>○医療機関不足への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。
<p>小康期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>医療に関する県の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。 ●抗インフルエンザウイルス薬 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、国が示す適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知する。 ・県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。 <p>緊急事態宣言 がされている場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

6 市民生活および市民経済の安定に関する措置

(1) 概要

ア 考え方

- ・新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関^{*7}及び登録事業者^{*10}等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。
- ・また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

イ 取組

- ・新型インフルエンザの流行により孤立化し、生活に支障をきたすおそれのある世帯（高齢者、障害者世帯など）への生活支援体制を整備する。
- ・物資の流通など社会・経済機能の維持に努める。
- ・埋火葬の円滑な実施を図る。

(2) 発生段階ごとの対策

発生段階	対策等
未発生期	<p>①業務計画等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、指定地方公共機関^{※7}に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>②物資供給の要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>③新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。 <p>④火葬能力等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>⑤物資及び資材の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄する。
海外発生期	<p>①事業者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者にも周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>②遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。
国内発生早期 ～ 県内発生早期	<p>①事業者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者にも周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

②市民・事業者への呼びかけ

- ・市は市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

緊急事態宣言 がされている場合の措置

(ア) 事業者の対応等

- ・指定地方公共機関^{*7}は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・登録事業者^{*10}は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- ・県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関^{*7}は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市、指定公共機関^{*6}は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

- ・運送事業者である指定地方公共機関^{*7}は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・電気通信事業者である指定公共機関^{*6}は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・郵政事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(エ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・市は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を

	<p>開始し、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。</p> <p>(オ) 緊急物資の運送等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関^{※7}に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。 ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。 ・ 県は、指定地方公共機関が正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。 <p>(カ) 生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 <p>(キ) 犯罪の予防・取締り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が県警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。
<p>県内感染期</p>	<p>①事業者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策について、関係団体等を通じるなどして、県内の事業者にも周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>②市民・事業者への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。 ・ 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 <p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>(ア) 業務の継続等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地方公共機関[※]及び特定接種^{※9}の実施状況に応じ登録事業者^{※10}は、事業の継続を行う。 ・ 県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、

必要に応じ、事業者への周知に協力する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

・県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等に関する国の調査結果と必要な対策を迅速に把握する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

★県内発生早期の記載を参照する。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

★県内発生早期の記載を参照する。

(エ) サービス水準に係る市・町・村民への呼びかけ

・市は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

(オ) 緊急物資の運送等

★県内発生早期の記載を参照する。

(カ) 物資の売渡しの要請等

・県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

・県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(キ) 生活関連物資等の価格の安定等

・市は、県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

・市は、県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・市は、県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(ク) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

	<p>・市は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。</p> <p>(ケ) 犯罪の予防・取締り</p> <p>★県内発生早期の記載を参照する。</p> <p>(コ) 埋葬・火葬の特例等</p> <p>・市は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。</p> <p>・市は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。</p> <p>・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。</p> <p>・県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。</p> <p>(サ) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等</p> <p>・県では、国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定した場合には、それに基づいて対応する。</p> <p>(シ) 新型インフルエンザ等緊急事態における融資等</p> <p>・県は、国と連携し、金融機関等に対し、特別な融資を実施するなどの措置を講ずるよう要請する。</p>
<p>小康期</p>	<p>①市民・事業者への呼びかけ</p> <p>・市は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。</p> <p>・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。</p> <p>緊急事態宣言 がされている場合の措置</p> <p>(ア) 業務の再開</p> <p>・県は、国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつ</p>

つ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

・県は、国と連携し、指定地方公共機関^{*7}及び登録事業者^{*10}に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

★県内感染期の記載を参照する。

(ウ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

・市・町・村及び指定地方公共機関は、県、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

（参考）国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策

- ・ 県では、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、次のとおり対策を行う。
- ・ 市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

（１）概要

- ・ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多くみられている。
- ・ 人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

（２）実施体制

- ・ 県は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合、国における情報の収集・分析や関係省庁対策会議等の状況に関して庁内関係部局で共有する。
- ・ 県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどの場合、国における情報の収集・分析や関係省庁対策会議等の状況に関して庁内関係部局で共有する。

（３）サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 県は、国や国際機関等から鳥インフルエンザに関する情報を収集する。

イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス^{※5}

- ・ 県は、国内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

（４）情報提供・共有

- ・ 県は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合、国と連携して、発生状況及び対策等について市民に積極的な情報提供を行う。
- ・ 県は、海外において新たな亜型^{※1}の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどの場合、国と連携して、海外における発生状況や対策等について市民に積極的な情報提供を行う。

（５）予防・まん延防止

ア 人への鳥インフルエンザの感染対策（水際対策）

- ・ 県は、海外において新たな亜型^{※1}で検疫法の対象となる鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどの場合、検疫所と連携して、健康監視等を行う。

イ 疫学調査、感染対策

- ・ 県は、必要に応じて国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携し、積極的疫学調査を実施する。
- ・ 県は、国からの要請を受け、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ・ 県は、国からの依頼を受け、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

ウ 家きん等への防疫対策

- ・ 県は、国と連携し、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域に関する渡航者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底する。
- ・ 県は、国と連携し、国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である場合には、自衛隊の部隊等による支援を国に要請する。
- ・ 県は、防疫措置に伴い、必要に応じて、防疫実施地域における警戒活動を行う。

(6) 医療

ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ・ 県は、国からの助言に基づき、感染が疑われる患者に対し、感染症指定医療機関等において、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう依頼する。
- ・ 県は、必要に応じ、国立感染症研究所において亜型^{※1}検査、遺伝子検査を実施するよう国に要請する。
- ・ 県は、国からの情報提供を受け、環境保全研究所での検査が実施できる体制を整備する。

イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO（世界保健機関）が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ・ 県は、国からの要請を受け、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国及び医療機関等に提供する。
- ・ 県は、国からの要請を受け、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に提供する。

(用語の解説)

※ 本文に使用されている専門的語句を取り上げ、解説しています。

あ行

○亜型 ※1

A型インフルエンザウイルスの表面にはヘマグルチニン(HA)とノイラミニダーゼ(NA)が存在し、それぞれHAには16、NAには9あり、H1N1～H16N9の亜型に分類される。

か行

○感染症指定医療機関 ※2

感染症予防法で規定されている感染症の中で、危険性が高く特別な対応が必要な感染症に係る医療施設。一種・二種があり、長野県では一種感染症指定病院として県立須坂病院、松本医療圏の二種感染症指定病院として、松本市立病院が指定されている。

○業務継続計画(BCP) ※3

災害による影響度を認識し、発生時の業務継続を確実にするため、必要な対応策を策定したもの。新型インフルエンザ等発生時の行政機能や社会機能を維持するために、各機関において、策定が求められる。

○緊急事態宣言 ※4

新型インフルエンザ等が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認めるときは、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

さ行

○サーベイランス ※5

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定公共機関 ※6

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、国が指定したもの。(法第2条第6項)

○指定地方公共機関 ※7

都道府県の区域において、医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気等の供給、輸送等を行う公益的事業を営む法人及び地方独立行政法人。あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。(指定公共機関以外のもの) (法第2条第7項)

た行

○地方部 ※8

地方事務所長を本部長とした、二次医療圏ごとの対策本部。

○特定接種 ※9

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。医療機関、国民生活・経済安定分野、新型インフルエンザに対応する公務員などが対象となる。

○登録事業者 ※10

新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供業務又は社会機能維持業務を行う事業者。

は行

○パンデミックワクチン ※11

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○プレパンデミックワクチン ※12

新型インフルエンザウイルスが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

○フェーズ ※13

WHO（世界保健機関）が新型インフルエンザによるパンデミック（感染症の流行を示す用語）に対して、分けて分類している流行の段階。

○PCR検査 ※14

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。